

これに対して理事者からは、納期の一カ月延期は影響はない。又、一時借り入れの件は、年度当初でもあり、四月、五月は工事費等も余り出ず、経常経費だけであるので、借り入れの必要はない。評価が之による増収の件は、通常であれば二%前後の増収となるが、地方税法の改正に伴い、固定資産税等で負担調整制度が延長されるため、その調整を受ける土地が多ければ伸び率が落ちるが、いまのところ市としては八%前後の伸びを見ている等の答弁がなされました後、採決いたしましたところ、全員異議なく、本二案は原案とあり可決すべきものと決定した次第でございます。

当委員会決定とあり御可決くださることを願ひまして、審査の御報告にかえさせていただきます。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

、本より委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) 一、際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五号及び議案第六号については、討論を省略し、委員会報告とあり可決さることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本二案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第五号及び議案第六号の二案は、委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第五議案第七号福生市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君) 御指名によりまして、議案第七号の審査経過と結果を御報告申し上げます。

なお、報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案の審査報告書) 別添参照

本案審査に当たりましては、理事者から、本条例は加美平地区の区画整理事業の換地処分が完了したことに伴い、第五、第六、第七各小学校並びに第二、第三中学校の地番をそれぞれ改めようとするものであり、昭和五十四年二月一日から適用しようとするものであるとの説明を受けました後、採決いたしましたところ、全員一致をもって、本案は原案とおり可決すべきものと決定した次第でございます。

当委員会決定とおり御可決くださることを願い、審査の御報告といたします。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第七号は委員会審査直報告とおり可決いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第六議案第八号福生市宮野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願

います。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君) 御指名によりまして、議案第八号の審査経過と結果と御報告申し上げます。

なお、報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本条例は、加美平土地区画整理事業の換地処分完了及び牛浜野球場の整備に伴う改正であり、内容は、加美平野球場の地番の変更と市営野球場の使用料を、現行二時間三十分未満五百円、二時間三十分から五時間まで千円、五時間以上二千円とあるものを、加美平野球場と田園野球場については一時間につき三百円に、牛浜野球場については一時間につき一千円とし、かつ夜間照明施設を使用する場合は、一時間につき三千円を別途徴収するもので、さらに使用時間オーバー時の料金算定基準及び市内在住、在勤、在学者以外の者が使用する場合に二倍の使用料を徴収するものであるとの説明を受けました後、質疑に入りました。

質疑の主なものを申し上げますと、使用料の徴収方法について、照明設備を

使用した場合一時間当たりの電気料はどのくらいになるのか。又、保証期間はどのくらいか。さらに牛浜野球場の年間維持費について伺いたい等の質疑がございました。

これに対して理事者から、使用料は申し込み時点で徴収し、時間超過分については、牛浜野球場では管理棟内で徴収し、加美平野球場と田園野球場は、教育委員会が貸し出したかまの返却時点で徴収する。照明設備の電気契約は百二十三キロワットで、照明灯をつけた場合、一時間当たりの使用料金は二千四百円くらいであるが、その他の経費を勘案して三千円としている。又、照明設備の保証期間は一年である。なお、牛浜野球場の年間維持費は、委託管理で七百五十万円程度であるが、八王子市や府中市では、職員が常駐しており、一千五百万円程度かかっているようであるとの答弁がなされました後、採決いたしました結果、全員一致をもって本案は原案とおり可決すべきものと決定した次第でございます。

当委員会の決定とおり御可決くださることを願いまして、審査の御報告といたします。

○議長(岩田博君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八号については、討論を省略し、委員会報告とあり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第八号は委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第七議案第九号福生市都市公園条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

(建設委員長 高波忠君登壇)

○建設委員長(高波忠君) 御指名でございますので、本案について簡単に御報告をいたします。

(議案審査報告書) 別添参照。

本条例は、加美平区画整理事業の換地処分に伴う番地の整理でございます。委員から、今後の公園管理と基本構想における公園のあり方について、あるいは公園施設やナビッゴ広場の関係等についての発言があり、これに対し理事者側から、公園内のトイレやフェンス、噴水等破損がひどいところもあり、職員三名で巡回等をし、より一層維持管理に力を入れていきたい。現時点で公園のない町会が五町会あり、理想的には各町会単位にあるのが望ましいと思う。昭和五十四年度において、公益質屋跡、そして原ヶ谷戸地区に新設する計画であり、公園のない町会が三町会となる。児童公園の施設については、災害時における町会の避難場所という形であり、遊具は設置しない。

うにしている。又、千石ッコ広場も五年契約であるが、今後関係者の協力を得て、継続使用できるように努力していきたい。

このような答弁があり、本案は原案とおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会決定とおり御可決くださいますようお願いいたします。報告いたします。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

「たいてい議題となっており、議案第九号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決されることを望みます。」

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

「たいてい東田正治君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号は委員会審査報告とおり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第八議案第十号「福生市文化財保護条例を議題」といたします。本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君) 御指名によりまして、議案第十号の審査経過と結果を御報告申し上げます。

なお、報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照。

本条例は、国の文化財保護法の一部改正、又都の文化財保護条例の全部改正に

併い、福生市としても貴重な文化遺産を保存し、又活用し、文化の向上に貢献して
いくよう条例改正するものであり、内容としては、現行の重宝、技芸、郷工資料、史
跡、天然記念物として規定されていたものを、それ外市指定の有形文化財、無
形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡旧跡名勝天然記念物と改正し
又、現行の福生市文化財専門委員を福生市文化財保護審議会として制度を変
えて、文化財の保護等に当たるものである等の説明を受けました後、質疑に入り
ました。

委員からは、今後、文化財として指定する予定のものはあるか。文化財保護
審議会が委員は、文化財に関して高い識見を有する者であるが、該当者は何人
ほどののか。罰則や過料の規定があるが、市条例で規定できるものか。他市で
も福生と同様に文化財保護条例の全部改正が行われているのか。又、文化財に関
して経費負担の規定があるが、現在までに経費負担はどのように行われている
のか。文化財の所有者が、市外の者に譲渡する場合、市として譲渡を規制でき
るのか等の質疑がございました。

これに対して理事者から、文化財指定の予定については、お寺の天井画あ

るいは史跡など、数点候補に上っているが、現在総合的に調査中であり確定はし
ていない。文化財保護審議会委員の該当者については七名ほどいる。罰則、過料の
規定については、刑法上の規定により、市条例で規定できるものである。他市の
条例改正状況については、二十六市中十四市が改正済みであり、すべて東京都の指
導に基づいて改正している。文化財の経費負担については、現在まで該当はない。文化財
の市外への譲渡に対する規制については、市条例では規制できない。あくまで、指定の段
階でいるお願しているもので、移動の都度相談していくよりないと思う等の答弁が
なされました後、採決いたしましたところ、全員異議なく、本案は原案とおり可決
すべきものと決定した次第でございます。

当委員会決定とおり御可決くださいますようお願い申し上げます。審査の御
報告にかえさせていただきます。

議長（岩田博君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩田博君） 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。
たゞいす議題となつております議案第十号については、討論を省略し、本
員会報告とあり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

たゞいす東田正治君から、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動
議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十号は本員会審査報
告とあり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第九議案第十一号「福生市国民健康保険高額療養費資
金貸付基金条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報
告を願います。

(厚生委員長 宮沢良一君 登壇)

厚生委員長(宮沢良一君) 御指名でありますので、議案第十一号につきまして、本
員会における審査報告をさせていただきます。

なお、議長あての審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照。

本案は基金二百万円を設けて、高額療養費の支給を受ける被保険者に
対し、療養に必要な資金の貸し付けを行おうとするものであり、理事者より詳
細な説明を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、貸付及び償還の方法、PRの方法につい
て、貸し付けは所得に左右されないのか。この制度のメリット及び二百万円で足りるのか
などの質疑に対して、貸し付けは市長に委任を出していただき、本人には金を渡さ
ず、市が医療機関の口座に振り込む。償還は、二ヵ月後に支給される高額療養
費を担保にその間貸し付けるといふ考え方で、それを市でもらうといふことであ
り、滞納がなくなるわけである。PRについては広報等でお知らせするが、福生市内
の三病院の方にも集まっていたので、説明会を開きたいと考えている。この制度は二

十六市中、二十市くらいで実施しており、被保険者四万五千人程度の市でも二百万円で足りているようなので二百万円にしたが、不足するようであれば増額も考えたい。メリットとしては滞納がなくなるということ、又、この貸し付けによって生活保護転落も防げるということであり、福祉事務所としてもありがたいと考えている等の答弁がありました後、採決いたしましたところ、全員異議なく、原案とあり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく、当委員会の決定とあり御賛同賜りますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十一号については、討論を省略し、委員会報告とあり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第十一号は委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(岩田博君) この際、日程第十及び日程第十一の二案を一括して上程いたします。

日程第十議案第十二号下水道事業の事務の委託を受けることについて
日程第十一議案第十三号下水道事業の事務の委託を受けることについて
以上二案を一括して議題といたします。

二議案について、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設委員長 高波中君登壇)

○建設委員長(高波忠君) 御指名によりまして、ただいま一括議題となりました兩案について、審査報告をいたします。

(議案審査報告書) 別添参照

議案第十二号の關係は、すでに建設省に委託し、体育館横を施行中の、通称本町幹線で、羽村町においては松原幹線、瑞穂町では武蔵野幹線と呼ばれている雨水幹線であります。この流域面積は百七十七・九ヘクタール、総事業費約六十四億円で、八〇%が防衛補助でありますして、残り二〇%を羽村町が五・六五%、瑞穂町が一・八九%、当市が八二・四六%の割合で負担しようとするものであります。

又、議案十三号は汚水幹線で、現在羽村幹線を、二・二二号線に立抗をやっており、この延長が五百四十七メートル、内径六百ミリの開削工事と、内径八百ミリの推進工事で、この負担割合は計画人口割りで、羽村町が四〇・六%、瑞穂町が四〇・二%、当市が一九・三%ということになっている。この汚水幹線の工事業費は国道の占用とか八高線横断等がある、最終的な打ち合わせはまだ済んでいないが、大体二億四千万程度になると思う。さらに、完成における将来の維持管理については、都市下水路組合と同形態で行っていくようになるものと思う。

以上のような説明及び答弁がなされ、当委員会といたしましては、本二案とも原案とより同意すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会のご決定とより御同意くださいますようお願いいたします。報告いたします。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

ふより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第十二号及び議案第十三号については討論を省略し、委員会報告とより同意されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本二案を委員会審査報告とより同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとより決することにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって議案第十二号及び議案第十三号の二案は、委員会審査報告とおり同意されました。

○議長（岩田博君） 日程第十二議案第十四号昭和五十三年度福生市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務委員長 森田治男君。

（総務委員長 森田治男君登壇）

○総務委員長（森田治男君） 御指名をいただきましたので、ただいま議題となります。した議案第十四号の当委員会所管分について、審査経過と結果を御報告申し上げます。

なお、報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案審査に当たっては、まず歳入と第二表地方債補正、次に教育費を除く歳出、次に教育費の順に、それぞれ理事者の説明を受けつつ慎重に審査を進めました。

それでは本案審査における主な質疑と答弁を申し上げます。

まず、歳入と第二表地方債補正については、委員から、特別交付税一億余円の算定根拠について、又、特別交付税は早期に把握できないのか。法人市民税の滞納繰越分が未計上のようなだが等々の質疑がありました。

これに対して理事者から、特別交付税の算定については、各地方自治体の特殊事情により決まる。当市の場合には、その大半が基地対策事業に関するもので、市が負担すべき額の二分の一を基準として算定されるもので、需要増に伴うものである。特別交付税の早期把握については、東京都が最後に締めるのは十二月末である。これは当該年度の特殊事情を考慮して決まってくるので、時期的にふくれざるを得ないもので、事務局としてはある程度推定はできるが、予算計上に至らないものである。法人市民税の滞納繰越分については、実際には二百八十万円の決算見込みとなるが、これは個人分と法人分と相殺した形で補正を組